

## 会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和4年度第8回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（非公開）</p> <p>2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の手引等について（公開）</p> <p>3 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 多世代交流センターの利用に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（市民生活課）</p> <p>(2) 野田市自主防災組織育成補助金交付規則施行事務の変更について（防災安全課）</p> <p>(3) 貨物自動車運送事業者物価高騰対策支援金支給事務の開始について（商工労政課）</p> <p>(4) マンションの管理の適正化の推進に関する法律に係る事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（都市計画課）</p> <p>(5) 土地区画整理事業（関宿元町地区）の施行準備に関する事務の開始について（関宿地区土地区画整理事務所）</p> <p>(6) 離婚前後親支援事業の開始について（児童家庭課）</p> <p>(7) ひとり親家庭等医療費助成金支給事務の変更について（児童家庭課）</p> <p>(8) 児童扶養手当事務の変更について（児童家庭課）</p> <p>※(6)、(7)及び(8)については、一括して報告を受ける。</p> <p>(9) あかちゃんお祝い金の支給に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（保健センター）</p> <p>(10) 国の出産・子育て応援給付金の支給に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（保健センター）</p> <p>(11) 補整具等購入費用の助成に関する事務の開始について（保健センター）</p>
日 時	令和5年3月20日（月）午後2時から午後4時50分まで
場 所	市役所低層棟4階 委員会室
出席委員氏名	小林 義和、玉真 聡志、松本 純子
欠席委員氏名	須賀 昭徳、高橋 澄江
事務局等	実施機関 大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）、大野木 亮二（市民生活課長補佐）、久保 祐介（市民生活課

	<p>コミュニティ係主査)、森下 元博(市民生活部次長兼防災安全課長)、染谷 英之(防災安全課計画係長)、川嶋 文和(商工労政課長補佐)、中田 祐子(商工労政課商工係主査)、塚越 貴浩(都市計画課副主幹)、中原 舜(都市計画課計画係主事)、杉崎 武美(関宿地区土地区画整理事務所長補佐)、松尾 尚幸(関宿地区土地区画整理事務所主査)、金子 寿一(児童家庭課長補佐)、岡田 尚子(児童家庭課児童給付係長)、池田 亜由美(保健センター長)、峯崎 光春(保健センター長補佐)、村山 佐知子(関宿保健センター長兼副主幹)、古瀬 奈津代(保健センター健康増進係長)、高倉 千雪(保健センター健康増進係主任主事)</p> <p>事務局 大久保 貞則(総務部長)、寺門 洋行(総務課長)、高谷 亮介(総務課庶務係長)、出井 孝明(総務課文書法規係主任主事)</p>
傍聴者	1人
議 事	
<p>令和4年度第8回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果(概要)は、次のとおりである。</p> <p>2 諮問事項(公開)</p> <p>個人情報保護制度の運用の手引等について</p> <p>担当者から野田市情報公開条例の運用の手引について説明があった。</p> <p>松本会長職務代理者 何か意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。</p> <p>(異議無し)</p> <p>続いて、担当者から野田市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準について説明があった。</p> <p>松本会長職務代理者 何か意見等あるか。なければ説明のとおり承認してよろしいか。</p> <p>(異議無し)</p> <p>松本会長職務代理者 それでは、答申案についてこの内容で答申してよろしいか。</p> <p>(異議無し)</p> <p>松本会長職務代理者 それでは、承認を頂いたので答申を行う。</p> <p>松本会長職務代理者が答申を行う。</p> <p>3 個人情報取扱事務について(公開)</p>	

## 報告事項

### (1) 多世代交流センターの利用に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（市民生活課）

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 野田市シルバー人材センターに委託されるということだが、個人情報取扱事務登録簿の外部委託のところにチェックがあるのは、シルバー人材センターを指しているという理解でよいか。

久保主査 そのとおりです。

玉真委員 ほかに、外部委託を予定されている団体はあるか。

久保主査 施設の管理につきましては、シルバー人材センターのみでございます。施設内の点検といった業務につきましては、それぞれの点検項目ごとに、委託契約を締結するものはございますが、個人情報の取扱いはございません。

松本会長職務代理者 個人情報の保存期間1年となっているが、この根拠は。

久保主査 今回開設する多世代交流センターに似た施設としまして、市内にはコミュニティ会館、それから公民館等の貸出し業務を行っている施設があります。そちらでの保存年限が1年ということで実施しておりますので、それを参考に1年としています。

松本会長職務代理者 ほかに意見等あるか。なければ登録簿及び個人情報保護措置報告書のとおり承認してよろしいか。

（異議無し）

### (2) 野田市自主防災組織育成補助金交付規則施行事務の変更について（防災安全課）

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 自主防災組織の育成補助金で、性別を確認している理由は、自主防災組織、防災訓練メニューが、参加されている属性によって金額が変わるからか。収集の意図は。

森下次長 防災活動については、女性の参加がかなり重要になってくるという中で、今までは、世帯数として人数しか収集していなかったために、女性の割合を把握していこうとするものです。なお、準自主防災組織の訓練には、「ながら防災訓練」という、いろいろな自治会の行事に合わせてやるものがあり、そのような女性の参加が多い行事に合わせて行う「ながら防災訓練」についてまで、改めて性別の収集をするものではありません。

玉真委員 なぜ防災訓練には女性の存在が不可欠なのか。

森下次長兼防災安全課長 防災訓練の中では、避難所の運営なども皆さんで話し合っていたと進めています。そういう中で、女性の意見を積極的に避難所運営や訓練の中にも取り入れていきたいということで、女性に参加していただくために割合を、単純にどんどん女性に出てくださいと伝えるだけではなく、まだ女

性がこれだけの人数しか出ていないので、もっと積極的に出るように声を掛けてくださいということを周知するために、女性の割合を把握したいと考えています。

玉真委員 防災活動に男女比、男女の別を設けるとするのは、男性女性で予定される防災活動が異なるということを前提にするということによろしいか。

森下次長兼防災安全課長 男女比を必ず正式に分けなくてはいけないということではありませんが、どうしても男性の比率がかなり多いのが現状です。自治会の活動などでも、女性の自治会長よりも男性の自治会長が多い。しかし実際に災害現場では、着替えであったり洗濯であったり、あるいはトイレであったり、そういうことに対する女性の視点も積極的に現場に取り入れる必要があると考えています。一人二人であるよりはやはりある程度比率を大きくしてたくさんの女性がいた方が、その声も通りやすいということで、男女の割合を収集させていただいて、市の方からも、自主防災組織に対して、もう少し女性の比率を上げてくださいますようお願いしていきたいと、性別情報を収集させていただこうと考えております。

松本会長職務代理者 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(3) 貨物自動車運送事業者物価高騰対策支援金支給事務の開始について（商工労政課）

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 給付対象者の事業者要件のうち、暴力団排除条例の対象者に該当するか否かのような要件があるが、要件充足性の調査はどのようにされるのか。

川嶋課長補佐 申請書と併せて誓約書を提出していただいております。

玉真委員 自己申告ということか。暴力団排除条例の対象者に該当する人に補助金を支給してしまった場合はどのような対応をされるのか。

川嶋課長補佐 不正受給が判明した場合、支援金の返還の求めに対して速やかに応じることに同意するというようなことで申請を頂いておりますので、そこで返還をしていただくような形になるかと思えます。

玉真委員 暴排条例に該当し、その旨を隠して誓約をした相手方が、その求めに速やかに応じるというのは、考えにくいのではないかと。もちろん当該情報の取扱いは、非常にセンシティブな運用を求められると思うが、全国銀行協会とか、証券業協会のような警察庁データベースとつながって反社情報の該当性をチェックするといった体制が、銀行とか証券業界とかだと存するというような話を聞いたことがある。その辺りはどのように考えるか。

高谷係長 暴力団排除条例に関する事務という個人情報登録簿が出されておりました、暴力団の排除に資すると認められる情報を、我々が知ったときには市民の権利を不当に侵害しないように留意しながら、警察の方に意見や情報を伺うということ

で、条例の方で対処することになっています。

小林委員 要件のところに野田市内に本社又は営業所を有することとあるが、個人事業主の場合で居所・住所と事業所が異なることはあるのか。

川嶋課長補佐 実際、国土交通大臣に届出をしている車検証には使用者と所有者、使用の本拠の位置が記載されています。使用の本拠の位置が野田市となっている事業者に対してこちらの支援金を支給しております。

小林委員 収集項目のところで住所と書いている、事業の許可を受けていることを証する書類の写しと書いているところで事業所の情報も一応入るということでしょうか。

川嶋課長補佐 そのとおりです。

松本会長職務代理者 申出は、既に締め切っているようだが、申請の件数というのはどのくらいか。

川嶋課長補佐 申請者の数は、法人と個人含めた全部で、163件の事業所から申請があり、車両の合計は1,547台分の申請でした。

松本会長職務代理者 ほかに意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(4) マンションの管理の適正化の推進に関する法律に係る事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について (都市計画課)

担当者から概要の説明を受けた。

松本会長職務代理者 外部委託というのはマンション管理士会への委託を指しているのか。

塚越副主幹 そのとおりです。マンション管理士の派遣について、千葉県マンション管理士会と覚書というような形で委託契約をすることを想定しています。

松本会長職務代理者 このマンション管理士というのは、国家資格か。

塚越副主幹 国家資格です。

松本会長職務代理者 管理組合というのは、2年に1度ぐらい役員が変わる。管理組合の住民の中から、役員等を選んでいろいろ議論すると聞くが、管理組合の役員も交えて専門家等々の協議を行うということか。内容はどういうことになるか。

塚越副主幹 マンションの相談につきましては、説明資料の中に、制度の概要を書かせていただいた後に、主な相談内容として幾つか例を記載させていただいています。基本的にはマンションの適正な管理の維持ということで、例えば管理組合の運営で困っていることはありませんかとか、あるいは維持管理費、長期修繕積立て、費用の滞納や、マンションを出て行かれる方がいて、その分フォローできないとかといったような相談が多いというのは他市の例でよく伺っているところです。

玉真委員 第1面から第7面まで認定申請書があるが、これは、マンション管理士を

通しても通さなくてもどちらでもいいので提出を求めるということでよいか。

塚越副主幹 市への直接申請でも問題なく、マンション管理者を通さなくても大丈夫です。国の方では、幾つかのパターンを想定しており、公益財団法人マンション管理センターで事前の適合確認を受けたものを市に提出するといった場合や、センターの適合確認を取らないまでも、そのマンション管理組合が、誰か知り合いであるとか、管理委託会社のマンション管理士等に、管理計画のチェックをしてもらって出してくるというような場合も、国の想定の中にはあります。市としてはどのような方法でも、申請があれば、審査をして認定を行うことで予定しております。

玉真委員 内容を見ると、長期修繕計画とか、居住者名簿とか書かれている。所有区分所有者名簿とか、マンション管理規約とか、そういったものの添付を求める予定はないか。

塚越副主幹 マンションの名簿の確認ですけれども、国の方で認定事務のガイドラインというものを示しております。その中では表明保証書ということで、マンション管理組合の方が区分所有の名簿も居住者名簿も持っています。それを年1回以上更新しています、というところにチェックをして出してもらうことになってきますが、内容の確認までは求められていないことになっています。長期修繕計画についても、標準の様式というものがあまして、それに準拠して作成されていること、あとは国の方で定めている、その作成と見直しが最近7年以内に行われていますとか、あとは実際に計画期間が長期修繕なので、マンションも40年以上たってくるという問題が出てくるということで、計画期間が30年以上予定されている、また、その中で大規模の修繕工事が2回以上予定されている、そういうようなことが書かれていることが、審査の基準になります。

玉真委員 修繕積立金の残高、それから総額、滞納額及び滞納率というのが書かれているが、残高証明としての口座の通帳写しとか、あとは積立金の総額、そういったものを疎明する資料について、併せて提出を求めないか。

塚越副主幹 この制度の中ではそこまでのものは求められていません。ですので、その金額を私たちが目にすることはないという形です。計画書があってその計画の写しを出してくださいというところが、提出が必要な書類として定められております。

玉真委員 ここに書かれている資金計画案に書かれている残高とか総額とか、そういったものを仮にマンション管理士さんが関与されない場合は、個人で提出をされたものを疎明資料として、認定するか否かという理解でよろしいか。

塚越副主幹 そのような形になります。市に出していただいたものの中で認定のガイドラインにある項目が出されているか、その最低値なり、規定をクリアしているかというところで審査となります。

小林委員 同じく疑問だったのだが、認定申請書の収集項目のところでは氏名、住所、連絡先、マンション管理士登録番号しか記載がない。認定申請なのに、個人情報に

ついてこれだけしか本当に収集しないのかどうか、私も気になった。普通は認定申請して質問したりとか、追加で資料提出を求めることがあったりすると思うが、要件確認等も含めて、この収集項目だけで足りるのか。

塚越副主幹 先ほどの質問に対して訂正も含めてお話をさせていただければと思います。管理計画の認定基準として、求められているところで、管理組合の運営がちゃんとできているかというところと管理規約が備えられているかというところ、あと管理組合の経理があるかというところで、先ほど金額もという話をしたのですけれども、この管理組合の経理の中で、管理費修繕積立金について、明確に区分して経理が行われているというのが、認定基準になっておりまして、その確認書類として、認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された、管理組合の貸借対照表及び収支計算書がありますので、ここの中で確認するということになります。あわせて、認定基準としてあるのが先ほど申し上げた長期修繕計画の作成及び見直しというところでした、長期修繕計画には、どれぐらいの計画スパンでどういった時期に工事をやりますとこのぐらいの金額がかかりますといったところなので、個人情報が出てくることはありません。管理組合の運営についても、ここであるのは管理者が定められていること、誰が管理者ですよというところと、あと幹事が選任されていること。なので、その部分でお名前の記載が出てくることにはなりますが、それ以上の個人情報が出てくることはないと考えます。

小林委員 収集項目に書かれている以上の個人情報は入らないということか。

塚越副主幹 そのとおりです。

玉真委員 細かい話だが、事務登録簿の収集項目の「氏名」にマンション役員氏名も含まれるという理解でよろしいか。

塚越副主幹 そのとおりです。

玉真委員 対象者は「申請者、相談員」となっており、この「氏名」は申請者の氏名を想定しているように見受けられ、マンション役員の氏名までを含むかということ、そこまでは読み取れない気がする。できれば、マンション管理組合の役員の氏名と、住所も管理者等の住所で含まれているので、それらを別立てにして収集項目に挙げると、より適切のように思われる。

高谷係長 確かに第2面の管理計画に管理者等の氏名と書いており、申請書には「申請者（管理者等）」となっていて、申請者と管理者が同一だった場合は、申請者だけで足りると思いますが、別の場合に備えて、この事務登録簿に対象者欄を、「申請者、管理者、相談員」という形にさせていただいて、管理者の氏名住所を収集しますよということに修正させていただければと思います。

松本会長職務代理者 申請の直前の事業年度の貸借対照表とかをつけるとしたら、その収集項目というのはどこに入るのか、何も入れなくていいのか。

玉真委員 個人ではないからいいのではないか。マンション管理組合だと、定義上個人には当たらない。

松本会長職務代理者 では随時、そんな問題が出てきたら、また変更届を出していた  
だければいいと思う。

ほかに意見等あるか。なければ修正③及び個人情報保護措置報告書を承認してよ  
ろしいか。

(異議無し)

(5) 土地区画整理事業（関宿元町地区）の施行準備に関する事務の開始について（関  
宿地区土地区画整理事務所）

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 収集先のところの「管轄する登記所」とあるが、「管轄する法務局」とい  
うことで訂正をお願いしたい。

杉崎所長補佐 修正します。

小林委員 収集先で市民課、課税課で、収集先の本人以外からの収集している理由の  
ところで1号の法令等の名称がある。土地区画整理法、住民基本台帳法、戸籍法と  
あるが、課税課からの収集は、これで足りるか。

杉崎所長補佐 土地所有者の所在の確認ということで、法律としてはこの土地区画整  
理法、住民基本台帳法、戸籍法ということになります。

松本会長職務代理者 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろし  
いか。

(異議無し)

(6) 離婚前後親支援事業の開始について（児童家庭課）

(7) ひとり親家庭等医療費助成金支給事務の変更について（児童家庭課）

(8) 児童扶養手当事務の変更について（児童家庭課）

担当者から一括して概要の説明を受けた。

玉真委員 「養育費保証契約」というのはどういうイメージのものか。

岡田係長 相手方が養育費を支払わなくなったときの保険としまして、民間会社が売  
り出している保証契約です。相手方から養育費が支払われなくなった場合には、保  
証会社が、養育費を受け取るべき人である契約者に支払をし、その保証会社が養育  
費を支払うべき人に、取立てをするというような形で、立替払のようなものです。

玉真委員 養育費を受け取る親権者が保険会社と契約をして、立替払をしてもらうと  
いう理解でよろしいか。

岡田係長 そのとおりです。

玉真委員 保険会社ないしは養育費を保証する会社が親権者と締結するということ  
か。承知した。債務名義ということで触れられているが、法律上の債務名義という  
と、公正証書だけではなくて、和解調書とか、調停調書とか、判決書とかいろいろ  
あるが、公正証書に限定しているということよろしいか。



岡田係長 公正証書に限定しているものでなく、調停証書、和解調書、審判書、判決書等も該当になります。

小林委員 収集項目のところで、公正証書の内容のところを公正証書等にした方がいい。

岡田係長 修正します。

玉真委員 作成手数料はどこまで含まれるのか。

岡田係長 弁護士費用は該当にならず、実際にその調停を結んで、証書の証本などを取り寄せる際の郵券料などになります。

松本会長職務代理者 ほかに意見等あるか。なければ修正案及び変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(9) あかちゃんお祝い金の支給に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について (保健センター)

担当者から概要の説明を受けた。

小林委員 要件のところで、出生後初めて住民票に記載された自治体が野田市であることとあるが、2番目だと対象外だということか。

村山センター長補佐 お見込みのとおり、対象外としております。

松本会長職務代理者 ほかに意見等あるか。なければ登録簿及び個人情報保護措置報告書のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(10) 国の出産・子育て応援給付金の支給に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について (保健センター)

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 先ほど赤ちゃんお祝い金の支給に関する事務では、母子健康手帳の情報が収集項目に挙がっていたが、国の出産子育て応援給付金の支給に関する事務というのは、私見かもしれないが、内容がほぼ同じように思われた。今回の国の出産給付金の支給事務で、母子健康手帳を収集しない理由がもしあれば教えてほしい。

村山センター長補佐 対象者かどうかについては、妊娠届出日が基準となりますので、届出日を収集することで対象者がどうか確認できますので、母子手帳の写しを要求することはありません。

松本会長職務代理者 ほかに意見等あるか。なければ登録簿及び個人情報保護措置報告書のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(11) 補整具等購入費用の助成に関する事務の開始について (保健センター)

担当者から概要の説明を受けた。

小林委員 申請書兼請求書案のところの下に同意書兼委任状で、市が公簿等により、助成の要件を満たしているかどうかを確認すると書かれているが、具体的にはどういった内容を確認することを想定しているか。

高倉主任主事 住民情報を確認します。

小林委員 例えば、ほかの給付状況とか公的扶助状況を確認するためのものではないということか。

高倉主任主事 そのとおりです。

松本会長職務代理者 ほかに意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

松本会長職務代理者 以上で第8回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上